会議名	7	第 23 回 堺市同和行政協議会			
令和4(2022)年11月18日(金)				会議	堺市役所本館3階
	2	午後1時00分~午後5時30分		場所	第1・2・3会議室
		出 月	席 者		

(委員)

竹田進一委員、中村昭彦委員、中田理恵子委員、井藤良子委員、山田一幸委員、小山敏美委員 池田克史委員、上村太一委員、大林健二委員、小野伸也委員、加藤慎平委員、小堀清次委員 白江米一委員、野里文盛委員、藤本幸子委員、餅木哲郎委員

(堺市)

光齋市民人権局長、懸樋人権部長、出野人権企画調整課長、淺田人権企画調整課参事 六波羅人権企画調整課参事、植田人権企画調整課主幹、松尾人権推進課長 橋本産業戦略部長、北口雇用推進課長、太田学校教育部部理事、森内人権教育課長

(傍聴人) 3人

(1) 同和問題について

案 件

映画視聴「私のはなし部落のはなし」(監督:満若勇咲)

- (2) 次回会議の進め方等について ・・・資料1
- (3) その他

会議内容

事 務 局

定刻になりましたので、ただいまより第 23 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

進行を務めます人権企画調整課 植田です。よろしくお願いします。 それでは、開会にあたりまして、池田会長よりご挨拶を申しあげます。

池田会長

本日は、ご多用中のところ、多くの皆様にご参加いただき誠にありがとう ございます。

今年は部落解放運動の先駆けとなりました全国水平社が、堺におきましては舳松水平社が創立され、ともに 100 周年であります。しかし部落差別は今なお時代を越え、形を変え存続をしております。

さて、10 月 5 日の本協議会におきまして、本市の同和問題の解決に向けた 取組に関する議論をより効果的に進めていくため、同和問題についての理解 を深めようということで、本日の映画視聴を行うことになりました。

また、市議会議員や職員の皆様にも同和問題への知識を深め人権意識の向上を図る機会としていただくため、本日のご案内をさせていただきました。

同和問題の解決に向け、皆さまとともにこの映画を通じて考えていきたい と思います。

それでは、映画視聴に先立ちまして、この映画についての説明を事務局か

らお願いいたします。

人権企画調整課 (淺田参事)

人権企画調整課淺田でございます。よろしくお願いいたします。 映画視聴に先立ちまして、少し映画の説明をさせていただきます。

本日上映する映画は、賛否が色々とあり、差別される側とする側、お互いの意見がストレートに出ている映画です。

この映画の監督は、同和問題というものは、部落にルーツを持たない、当 事者ではない方に見てもらいたい。

差別する側の意識や見方、偏見などは、自分もしてしまう可能性があるので、あえて差別する側も取り上げ、自分事としてとらえてほしいとこの映画を製作したとのことです。

この映画に出てくる、「鳥取ループ裁判」は、全国の被差別部落の所在地 や関係者の個人情報などをインターネット上に掲載したことをめぐり、部落 解放同盟(東京)や被差別部落出身者が鳥取ループ(出版社「示現舎」代表 宮部龍彦氏)に「復刻版 全国部落調査」の出版とネット上での掲載公開の差 し止めや損害賠償を求め 2016 年に提訴した裁判です。昨年 2021 年 9 月の判 決では、出版の禁止や地名リストの一部削除、プライバシーの侵害による損 害賠償を命じています。

しかしながら、「差別されない権利」は認められず、地名の公表を「プライバシーの侵害」の観点で判断した判決を受け、原告、被告双方(解放同盟側、宮部氏側)ともに控訴し、現在も続いています。

この映画でもこの裁判の被告・原告、差別する人、差別を受ける人、さまざまな立場からのお話が展開されています。

この映画を通じて、同和問題について深く考える機会としていただき、多 くの皆様と感じたことを共有いただければと思います。

あと、配給会社からのお願いとしまして、この映画には、差別の現実を伝えるために、一部に差別的な表現が含まれています。また、作品に登場する被差別部落の地名や出演されている方の名前など、取扱いにご留意くださいとのことです。

本日の上映スケジュールですが、この後映画の前編(94分)を上映いたします。前編の終了後、10分程度の休憩をはさみ、後編(111分)を上映いたします。終了は4時45分頃を予定しています。

なお、同和行政協議会委員の皆様は、上映終了後、隣の第 3 会議室にお集まりいただき、次回会議に向けて打合せを行います。

それでは上映を開始します。

【前編 映画視聴】

事 務 局

皆様、お疲れ様でした。このあと後編を午後2時55分から上映します。それまでの間休憩とします。

(休憩)

事 務 局

それでは、定刻となりましたので、後編を上映いたします。

【後編 映画視聴】

事 務 局

皆様、長時間お疲れ様でした。映画上映はこれにて終了となります。ありがとうございました。委員の皆様は第3会議室へ移動をお願いします。

【委員 第3会議室へ移動】

池田会長

皆様、映画視聴、お疲れ様でした。

いかがでしたでしょうか。同和問題を取り巻く現状など、ご自身の事として考えていただける内容だったと思います。

続きまして、次回会議の進め方ですが、前回の協議会で竹田委員より、同協議会を人権ふれあいセンターで開催し、舳松人権歴史館の見学も行ってはどうかというご意見がありました。

お手元の資料 1 に次回の協議会開催案をお示ししています。事務局の方から説明をお願いします。

事 務 局

次回会議ですが、令和5年1月31日火曜日午後1時から堺市立人権ふれあ いセンター多目的室で開催したいと考えています。

本日は、同和問題全般について学んでいただきました。

次回会議では、前半に会議を行い、後半は舳松人権歴史館において堺市の 同和問題について学んでいただき、今後の審議の参考にしていただければと 考えています。

会議案件につきましては、会長と調整の上、改めてご案内いたします。 以上でございます。

池田会長

次回協議会の日程等について、何かご意見やご質問等はございませんか。

【異議なし】

それでは、皆様にご報告があります。

同和行政協議会の私、会長宛に封書が届きまして、要望書というものが私

の手元に届きました。

事務局、委員の皆様に情報共有をお願いしたいと思いますので、写しの配 布をお願いいたします。

【要望書写し配布】

この要望書の宛名は私の名前になっておりますけど、封筒の宛先は人権企 画調整課ともなっておりますので、事務局の方から経緯等の説明をお願いい たします。

人権企画調整課(淺田参事)

この要望書が当課に郵送で届きましたのは、令和 4 年 11 月 16 日でございます。そして、封筒の消印は 11 月 14 日になっており、文書の方には 11 月 10 日付と記載されておりました。

要望書には、公益財団法人就労支援協会の不祥事に関する謝罪等を求める 住民の会という差出人と思われる団体の記載があり、同協議会会長宛ての要 望書として届きました。

また、本日お昼前に署名が届きました。

その署名には、公益財団法人堺市就労支援協会の不祥事に関する説明と謝罪等求める住民の会、公益財団法人堺市就労支援協会の度重なる不祥事に関しての説明および地域並びに住民が差別されていることへの謝罪等を求めますという内容とともに、188 名の方の氏名が記載されておりました。以上です。

池田会長

この団体そのものは、私もよく知らない団体ではあります。しかし、要望 書の内容と地域の方の署名が 200 名弱はあったという事実をお伝えします。

では、私の方からこの要望書の概略を3点申しあげます。

まず一つは堺市の外郭団体である堺市就労支援協会、この不祥事を発端と した差別事象があったということがまず1点。

そしてもう一つは○○に対する部落差別事象、これが2点め。

3 点めは、地域の団体のことについて書かれていますが、この同和行政協議会で議論するかということは、皆様のご意見もいろいろとあると思います。しかし、要望については、市の施設等に関することであり、いわゆる同和行政というこの施策に関することであるため、堺市就労支援協会のこと、○○に対する差別事象について、所管課の方から事実確認、これが間違いないのかということも含めて、ご報告をお願いいたします。

雇用推進課

産業振興局雇用推進課北口と申します。資料を一部お配りいたします。

(北口課長)

池田会長

それは何の資料ですか。

雇用推進課

8月19日付の堺市報道提供資料です。

(北口課長)

これが8月19日に報道提供いたしました、「堺市就労支援協会の職員による不祥事及び職員の処分について」というものです。

堺市から指定管理者の指定を受けている公益財団法人堺市就労支援協会では、共同浴場において、協会職員による不適切な就業実態があったということが判明し、これに伴い職員に対する処分を行ったというものでございます。

資料 1 番をご覧いただきましたら、不適切就業の概要が①から⑤ということで掲載しております。

裏面には、職員の処分ということで、この時点で従業員 8 名が処分された という内容が載っています。3 番が経緯、4 番のところで、市の対応を掲載し ております。以上です。

池田会長

堺市就労支援協会の職員の処分という不祥事案により、地域への差別事象 等は発生していますか。

人権企画調整 課(淺田参事)

今回、当該不祥事案からインターネット上での様々な書込みが行われたことを把握しております。

本市では、インターネット上の書込みについて、週 1 回、部落差別に関するものがないかモニタリングを実施しているほか、通報を受けた場合もその内容を確認し、平成 30 年 12 月 27 日に法務省人権擁護局調査救済課長から発せられましたインターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理に係る依命通知に基づき、「○○地区は、同和地区であった、ある」などと指摘する書込みにつきましては、法務局へ削除要請を行っています。

当該不祥事案を報道する記事に対するコメントに、本市内の具体的な地名をあげ、同和地区である等の識別情報を提示する内容などの書込みを、インターネットニュース4件、Twitter1件、YouTube1件、計6件確認し、大阪法務局堺支局長に対し削除要請を行いました。以上です。

池田会長

削除要請をしたのが計6件ですか?

人権企画調整課(淺田参事)

はい。

池田会長

これは事前に担当の方ともお話をさせていただきましたけど、検索をする と数え切れないほどの書込みがありました。

削除要請するまでには至らなくても、それは差別事象の一環であるという ことで間違いありません。

次に○○に対する差別事象に関しての報告をお願いいたします。

人権教育課

失礼します、人権教育課森内と申します。

(森内課長)

今回、学校におきまして、発生しました差別事象につきましてご説明をさせていただきます。

昨年、学校に在籍する生徒が同じ学年の生徒に対し、出身地名を挙げた上で、差別発言を行うという事象が発生いたしました。この件につきましては、学校を所管します△△から堺市教育委員会に情報提供がございました。

堺市教育委員会としましても、堺市内に所在する学校で発生した事案であったために、△△に対しまして随時その対応状況等の確認を行わせていただきました。

また、保護者の方などからも直接お話をお伺いさせていただきまして、そのお話の内容を踏まえた上で、△△に対して、当該学校として丁重に対応していただくようにも依頼をさせていただいたところです。

教育委員会といたしましても、これまで様々な形で市立学校での人権教育 に取り組んでまいりました。ただ、今回の事象を起こした生徒が、堺市立学 校に在籍していたかについては、△△から確認は取れませんでした。

ただ、堺市立学校園でも起こり得る可能性があるという事象ですので、同和教育をはじめ、これまで以上に市立学校での人権教育、これに取り組んでいく必要があるということを考えまして、本年 5 月に教員向けの研修動画や児童生徒用の指導を作成させていただいて、それを活用するように学校園へ依頼したところでございます。以上でございます。

池田会長

他に何か補足はありませんか。

学校教育部

失礼します。学校教育部人権担当の部理事太田と申します。

(太田部理事)

森内課長の方から申しあげた対応以外に、私の方で校長会、小学校、中学校、それから支援学校、高等学校、それから幼稚園の校長会の方に出席をさせていただきまして、今、申しあげたような事象の説明とともに、これまでの人権教育課あるいは学校教育部が行ってきた様々な人権教育について、再度力を入れてやっていってほしいことや研修教材として、先ほど申しあげたような研修動画あるいは指導案といったものを十分に活用してほしいということ。そして堺市の人権教育を研究している先生方の会である堺市人権教育

研究会と連携をしていくこと。それから私どもの方で、人権教育の主担者を 集める機会がありましたので、その場でもお伝えして、より一層、人権教育 指導の推進に力を入れていこうという話をさせていただきました。以上でご ざいます。

池田会長

他に人権部の方から何かないですか。

この○○が、人権ふれあいセンターの相談コーナーに行ったということを 聞いておりますけど、そのことに関しての報告はありませんか?

人権企画調整課(淺田参事)

はい、当初人権ふれあいセンターの相談コーナーに〇〇が来られたことは、こちらの方でも確認しております。

すぐに緊急性のある相談という対応が取れなかったこともあり、週明けに 保護者に謝罪をしております。以上です。

池田会長

いずれにしても、1点めの堺市の外郭団体である堺市就労支援協会。そして 2点めの○○への差別事象、堺市立人権センターに相談をしていたという事実 も確認をいたしました。

いずれにしましても、堺市の外郭団体である堺市就労支援協会の件については、同和行政に深く関わる事象であります。皆様の方からご意見やご質問等はありますでしょうか。竹田委員。

竹田委員

はい。時間もあまりありませんので、僕の方から簡潔に申しあげます。

就労支援協会の不祥事の件については猛省していただき、しっかり事業に 取り組んでいただきたいと思っております。

ただ差別事象の件に関して、僕の認識とは違っておりまして、地域の団体はこの件を放置したということですよね。これは僕の認識とは違うので事実確認をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

池田会長

竹田委員、例えばどのような確認が必要ですか。

竹田委員

事務局で聞取り等をしていただければ、事実はわかるのではないでしょうか。お話の行き違いがあるかもしれませんので、その確認だけはお願いできないでしょうか。

池田会長

事務局で聞取り等の確認はできますか。

人権企画調整課(淺田参事)

関係団体への聞取りということであれば、関係団体の方に事情をお話しま して、状況の確認をさせていただきたいと思います。

池田会長

はい、よろしくお願いします。

竹田委員がおっしゃっていた、その関係団体がこの不祥事を放置したのか は私にもわからないところではあります。

ただ、堺市の施設・外郭団体ともに施設で起きた事案であるということは 重要であると私は思っております。

そこで、前回の協議会でも申しあげましたが、これまで年に 1 回の協議会でしたが、本来同和問題の解決に、総合的かつ効果的に促進するということが目的であります。

堺市就労支援協会に関しては、残念ながら結果的に、差別事象を助長して しまったことが非常に問題で残念です。

二つの事案のことも含めまして、次回 1 月の会議には、同和問題解決の施 策について、いかに総合的かつ効果的に促進するかという手段について、皆 さんからご意見をいただきたいと思います。

ただ現在の同和行政施策は一般施策として行っておりますので、また事務局と打ち合わせはしたいと思っております。

しかし、少なくともこの二つの堺市就労支援協会と、人権ふれあいセンターの件に関してはしっかりと対応してもらわないといけないので、これは外せないことではないかと思っております。

はい、小堀委員。

小 堀 委 員

この要望書では読み取れなかったのですが、補足説明の中で〇〇は、人権 ふれあいセンターの相談窓口の方に相談に来たという理解でよろしいです か。

人権企画調整課(淺田参事)

はい、そうです。

小堀委員

人権ふれあいセンターの相談窓口というのは、堺市の直営ですか。

人権企画調整課(淺田参事)

いえ、指定管理になっております。

小 堀 委 員

指定管理を出しておられるのは、どちらの部局が指定管理をどちらにお出 しになってらっしゃいますか。 人権企画調整 課(淺田参事) 人権企画調整課の方から、JSA グループの方に指定管理を出しております。

小 堀 委 員

であるならば、人権企画調整課は JSA グループに相談があったら、どのような対応がなされたのかということは当然確認すべき事象だと思うのですがいかがでしょうか。

人権企画調整課(淺田参事)

はい。この相談については、土曜日にありました。その翌週の火曜日には 当課の方から、事情を確認しております。

小 堀 委 員

事情を確認するだけではなくて、指定管理に出されるということは、これ 当然議決案件ですので、議会の議決を得て、当然人権ふれあいセンターを運 営していただくのに適切な団体だということで、お願いをされていると思い ます。

であるならば当然、差別事象については、相談機関、もしそこに相談したけれども何らかの対応はできていなかったのか、できていたのか、あるいは何らかの事情があったのか、それは聞いてみないとわからないけれども、少なくとも指定管理にお任せというのではなくて、指定管理を出すということを、庁内で決めて、議決を経て、今出してらっしゃる JSA にヒアリングをしていただいて、しっかりご報告を次回までにいただきたいと思います。

このことについて私からは、会長にもお願いを申しあげたいと思います。

人 権 部 (懸樋部長) 会長、失礼します。小堀委員のご質問についてですが、事務局の方で説明 不足なところがあり、人権企画調整課ではヒアリング・課題等分析しまして、指定管理者に徹底指導をさせていただいております。

先ほど、会長からもご指示がありましたように次回の本協議会で説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

池田会長

はい。他に何かご意見やご質問等ありますか。よろしいですか。

それでは次回の本協議会は、1月31日に行いたいと思いますのでよろしく お願いいたします。案件としては以上でございます。

以上をもちまして第 23 回堺市同和行政協議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。